

改憲手続法と論点

改憲手続法 070514採択
民主修正案 衆参両院に提出（基本的に同じ案）

070514 田中 隆
（以前の対照表を補訂）

No	項目	採択された改憲手続法（与党修正案）		民主党案		最終異同	論点・備考
		原案	修正案	修正案	原案		
1	対象	改憲国民投票	「憲法改正を要する問題、対象となり得る問題での国民投票制度」について速やかに検討を加え、必要な措置を講じる。	「憲法改正の対象となり得る問題など別法で定める問題」も対象。施行までに別法を整備。	改憲国民投票+国政問題国民投票	△	民主は終始「国政問題国民投票」を掲げたが、「政治的対抗軸」の要素も強かった。
2	投票権	満20歳以上	満18歳以上 施行までに公選法、民法等の改正 公選法等の改正までは満20歳以上	満18歳以上 施行までに公選法、民法等の改正 経過措置は規定せず。	満18歳以上 国会議決で満16歳以上	○	「公選法・民法等」が改正されなかった場合に違い。
3	賛否の記載	賛成=○、反対=×の自書	「賛成」「反対」に○印 「×」や二重線も有効		○=自書、反対=記載なし	●	「賛成票+反対票=投票総数」は有効投票数の「言葉の言い換え」で詭弁。最低投票率は「一致して拒否」し、「少数の賛成で改憲」の危険は変わらない(★)。参院段階の世論調査で最低投票率支持が80%に達し、参院民主党は導入を主張したが、修正案には盛り込まれなかった。
4	国民の承認	有効投票総数の2分の1超	投票総数の2分の1超 投票総数=賛成票+反対票		投票総数の2分の1超	●	
5	国民投票運動を禁止する特定公務員	選管委員・職員、広報協議会事務局職員 裁判官、検察官、公安委員、警察官	選管委員・職員、広報協議会事務局職員		選管委員・職員、広報協議会事務局職員	●	裁判官、検察官、警察官の「運動の自由」を認めた。
6	地位利用による国民投票運動の制限	公務員等、教育者 違反に罰則	公務員等、教育者（特に国民投票運動を効果的に行ないうるような影響力、教育者は児童、生徒、学生に対する影響力） 違反に罰則は設けない		(規定なし)	●	罰則はなくなったが懲戒対象になる「地位利用禁止」は残ったため威嚇の効果は大。いったんは解除した政治的行為の禁止が、与党修正案で復活(★)。最終盤では「地位利用」の範囲の限定や政治的行為の規制解除の方向の確認が課題に。質疑と答弁で立法趣旨や適用範囲を限定。政治的行為は立法化の監視が必要。
7	公務員の政治的行為の制限	(規定なし)	適用除外は規定せず。「賛否の勧誘その他意見の表明が制限されることとならないよう」、国公法等について必要な法改正。	国民投票運動や意見の表明については、国公法、地公法等の政治的行為の制限は適用しない。	(規定なし)	△	
8	政党等による放送、新聞広告	政党に無料放送。会派議員数の数を踏まえて協議会が定める時間。政党に新聞無料広告。会派議員数の数を踏まえて協議会が定める寸法。	広報協議会が改憲案を広報。政党の意見広告を広報に組み込む。政党に無料放送。賛成の政党、反対の政党に同一の時間数、同等の時間帯。放送、広告の一部を政党の指名する団体に行なわせることができる。	無料新聞広告は認めず。	政党に無料放送。会派議員数の数を踏まえて協議会が定める時間。政党に新聞無料広告。会派議員数の数を踏まえて協議会が定める寸法。	○	「会派比例」から「賛否平等」にスライド。政党以外の団体には直接は認めず。政党の無料広告が広報協議会の広報に組み込まれ、全体が「改憲案を啓蒙するキャンペーン」とされる危険が生じた。与党修正案ではじめて登場したカラクリ(★)。
9	国民投票運動のための広告放送	投票日の7日前から投票日まで、テレビ・ラジオによる広告放送の禁止。 (規定なし)	投票日の14日前から投票日まで、テレビ・ラジオによる広告放送の禁止。 放送法3条（政治的公平など）の趣旨への留意規定をおく。	発議から投票日までの全期間、テレビ・ラジオによる広告放送の全面禁止	投票日の7日前から投票日まで、テレビ・ラジオによる広告放送の禁止。 (規定なし)	△ ●	禁止期間を14日にしただけで、放置すれば「カネで動かす危険」は大(★)。「有料意見広告全面規制」で野党の足並みが揃い、「野放しにできず」は国会内外の共通見解に。法的規制は盛り込まれなかったが、社会的批判で自主規制に追い込む道を開いた。
10	多数人買収罪	もうける	「明示的な勧誘」等の限定を付して規定。		(規定なし)	●	運動への弾圧・干渉に利用される危険。
11	施行日 審査会の権限	2年 (凍結規定なし)	3年 施行日までの改正原案審査の凍結		2年 (凍結規定なし)	●	発議のための審査だけ凍結し、国会法改正施行。審査会は動き出し、改憲に向けた調査検討や改憲案の作成は可能。
12	発議単位	内容において関連する事項ごと	内容において関連する事項ごと		内容において関連する事項ごと	●	「関連」は発議する国会の認定にかかる。個別条項ごととは限らない。

異同 ●=完全一致、○=ほぼ一致、△=一致せず

(★) 最終盤まで大論点となった部分

「0612異同」は12月14日発表の修正案の異同。－は当時は規定なし。